

給付型奨学金を非課税とすることについて

(現行の給付型奨学金の扱い)

- 所得税法上「学資に充てるために給付される金品」が非課税とされていることから、給付型奨学金として支給される金額は非課税の扱いを受けているところ。
- 所得税法上の「学資金」には、学費や教材費のみならず修学のために追加的に必要となる費用（下宿費等）も含まれる。

(新制度の扱い)

- 2020 年度から実施される新制度において、給付型奨学金は授業料減免と一体となって実施されるものであり、修学費、課外活動費、通学費、食費（自宅外生に限って自宅生分を超える額を措置。）、住居・光熱費（自宅外生に限る。）、保健衛生費、通信費を含むその他日常費、授業料以外の学校納付金（私立学校生に限る。）及び受験料を計上し、措置することとしている。
- これらの費用は、修学をするうえで追加的に必要となるものであり、所得税法上の「学資金」に該当し、個別法（独立行政法人日本学生支援機構法）に非課税措置の規程を置かなくとも、所得税法上非課税となるものである。
- 国税局の文書回答事例（※）においても、入学金及び授業料の分に加えて下宿代や通学費用、食費、教科書や医学書の購入費用などの費用として月額 10 万円を貸与する奨学金について、学資金として相当なものと判断されている。新制度の給付型奨学金の額は検討中であるが、最大でも月額 10 万円は超えない見込みである。

(国税庁回答)

- 貴見のとおり取り扱って差し支えない。

死亡・心身障害による奨学金の返還免除に係る債務免除益の扱いについて

- 貸与型奨学金の返還と、成績不良等により返還が求められた場合の給付型奨学金の返還において、要返還者が死亡又は心身障害により労働能力が制限された場合、要返還者、連帯保証人又は相続人の願い出により、返還未済額の全部又は一部が免除される。
- 免除の決定に当たっては、証明書類により、要返還者が死亡したこと又は心身障害により労働能力が制限されていることを確認することとされており、その事実が確認された場合には、相続人や連帯保証人が要返還者に代わって返還を行うことができるか否かに関わらず、返還未済額は免除されることとなる。
- 上述のように、本免除制度は、単に奨学金の回収ができなくなったという理由により債務を免除するものではなく、死亡や心身障害という予測困難な理由で返還ができなくなった場合に、相続人や連帯保証人に返還の義務が生じたり、労働できないにも関わらず返還の義務を負う状況になったりしないことを担保し、学生がこのような点を懸念せずに学資の貸与や支給を受けることを可能にすることで、経済的理由により修学に困難がある者への学資の貸与及び支給を適切に実施するための制度である。
- そのため本返還免除制度による債務免除益は、所得税法第9条第15項の学資に充てるため給付される金品にあたり、非課税の扱いを受けると考えられる。

(国税庁回答)

○ 死亡の場合

死亡により返還債務が当然に免除されるのであれば、要返還者及び相続人のいずれも課税関係は生じない。

○ 心身障害の場合

原則として非課税となる学資金として取り扱って差し支えないが、例えば、退学していくにもかかわらず給付金の給付を受け続けていたようなケースなど、当該給付金が学資に当てられず他に流用されていた場合における返還債務の免除は、学資に充てるためとは認められず、非課税の学資金には該当しない。

給付型奨学金及び授業料減免に係る債務免除益の扱いについて

(成績不良等による返還)

- 紿付型奨学金及び授業料減免の新制度（以下「新制度」という。）においては、学業成績が著しく不良となったと認められるときや、学生等たるにふさわしくない行為があつたと認められるときには、給付型奨学金と授業料減免を受けた額を返還しなければならない。

(不正利得の徴収)

- また、新制度において、学生が偽りその他不正の手段によって給付型奨学金又は授業料減免を受けたときは、国税徴収の例により、措置された額が徴収されることに加え、一定の加算金が徴収される。

(授業料減免の債務免除益)

- 授業料減免については、成績不良等による返還または不正利得の徴収が行われる場合、各大学等は国に当該学生の授業料減免のための経費と加算金を支払う義務が生じ、また各大学等は当該学生に授業料減免の経費及び加算金を請求する。その際、学生の補足が困難である等の理由から、各大学等が当該学生に対する減免経費及び加算金の請求権を放棄するケースが想定される。

(債務免除益の取扱い)

- 貸与型の奨学金制度において返還が免除された場合、所得税法第9条第1項第15号で学資に充てるため給付される金品（以下「学資金」という。）が非課税とされていることから、返還免除による債務免除益も非課税とされている。（※）このことに鑑みれば、新制度における給付型奨学金及び授業料減免は非課税の扱いを受ける学資金にあたることから、その返還を免除されたことによる債務免除益も非課税の扱いを受けることとなると考える。
- なお、授業料減免の不正利得の徴収において、大学が学生に対し支払いを免除した場合の加算金部分については、課税対象となつても問題ないものと考えられる。

(国税庁回答)

- 各大学等が免除するルールが定められていないため回答できない。